

Q & A No.1・3参考 総合事業のみなし指定のイメージ

資料5 別紙1



みなし指定の効力は、全ての市町村に及ぶため、みなし指定の有効期間内において、既存事業所は、市町村の総合事業の開始時期に関わらず、また、指定申請等の手続きなく、全ての市町村の被保険者に現行のサービスを提供できる。

※市町村が総合事業を開始するまでは、経過的に予防給付によるサービス提供となる。

(注意！！)

H28年度は、利用者の保険者市町村によって請求するサービス費が異なるので注意が必要。

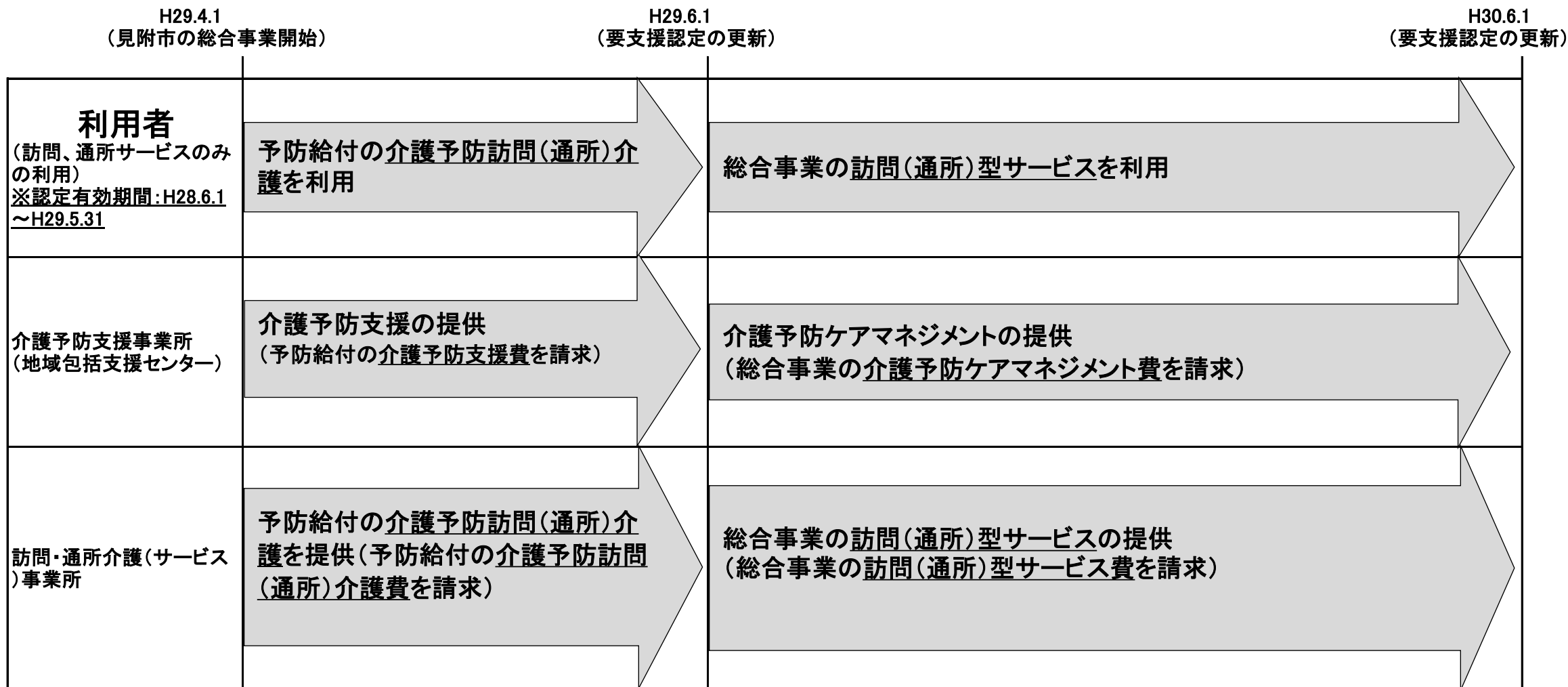
(注意！！)

みなし指定の終了後に見附市以外の市町村の利用者にサービス提供するためには、その市町村の指定更新を受けることが必要

Q & A No.4参考 要支援認定の有効期間と受けられるサービスの関係について

別紙 2

総合事業への移行においては、円滑な移行を図るため、総合事業開始時点以降も、既に要支援認定を受けている要支援被保険者については、その認定更新まで予防給付を受けられることとなっている。



(注意！！)

利用者の要支援認定の有効期間によって、総合事業の利用開始時期が異なる。

各事業所においては、請求誤りのないよう注意が必要(サービスコードが異なる。総合事業は1回当たり単価、予防給付は、月当たり単価)

Q&A No.8・9参考 既存の通所介護事業所において、緩和した基準によるサービス(サービスA)を一体的に実施する場合の人員配置例

A事業所※H29年4月から事業を開始

定員	・(介護予防)通所介護 ・通所型サービス(現行相当)	通所型サービス(サービスA)
	30人	10人
実施サービスの種類	・通所介護 ・介護予防通所介護 ・通所型サービス(現行相当) ・通所型サービス(サービスA)	
食堂及び機能訓練室の面積	150㎡	
サービス提供時間	9:00~16:00(7時間)	

・定員については、(介護予防)通所介護及び通所型サービス(現行相当)の定員と、緩和した基準による通所型サービス(サービスA)の定員をそれぞれ定める必要があります。
 ・通所介護(サービス)を行う場合の食堂及び機能訓練室等サービスを提供するためのスペースの面積については、利用定員×3㎡を確保する必要があります。
 ※A事業所の場合： $(30人+10人) \times 3㎡ = 120㎡ < 150㎡$ で要件を満たす。

例：H29.4.1の利用者

利用者の状態、利用サービス	要介護者	要支援者	要支援者、事業対象者	
	◎通所介護	◎介護予防通所介護※経過措置(H28年度中に更新した要支援認定の有効期間が残っている方)	◎通所型サービス(現行相当)	◎通所型サービス(サービスA)
利用者数	15人	3人	8人	4人

平成29年度は、移行期間であり、介護予防通所介護の利用者もいるため、4タイプの利用者が存在することとなる。
 ※総合事業は、1回当たり単価だが、介護予防通所介護は、従来どおり1月の包括単価のため、請求時には注意が必要

◎人員配置の例

職員	職名	勤務形態	資格	勤務時間	◎通所介護	◎介護予防通所介護※経過措置(H27年度中に更新した要支援認定の有効期間が残っている方)	◎通所型サービス(現行相当)	◎通所型サービス(サービスA)
A	管理者	常勤・兼務		8:30~17:30(8h)	一体的に行う4つのサービス事業の管理者として勤務(事業所の管理上支障がない場合、兼務可能)			
B	生活相談員	常勤・専従	社会福祉主事	8:30~17:30(8h)	3つのサービスの生活相談員業務を一体的に実施(サービス提供時間を通じて1人以上の配置が必要)			
C	看護師	常勤・専従	看護師	8:30~17:30(8h)	3つのサービスの看護師業務を一体的に実施(1人以上の配置が必要)			
D	機能訓練指導員	常勤・専従	理学療法士	8:30~17:30(8h)	3つのサービスの機能訓練指導員業務を一体的に実施(1人以上の配置が必要)			
E	介護職員	常勤・専従	介護福祉士	8:30~17:30(8h)	3つのサービスの合計利用者26人に対する必要数を配置 ※ $((利用者26人 - 15人) \div 5 + 1人) \times 平均提供時間7h = 22.4時間$ 以上の勤務延べ時間の確保が必要			
F	介護職員	常勤・専従	介護福祉士	8:30~17:30(8h)	※介護職員については、常時1人以上を確保することが必要			
G	介護職員	非常勤・専従	初任者研修修了者	9:00~17:00(7h)				
H	従事者	常勤・専従	旧ヘルパー3級修了者	8:30~17:30(8h)	(利用者15人までは、1人の配置)			

現行(相当)サービスの基準と、サービスAの基準を同時に満たす必要があります。
 なお、現在の(介護予防)通所介護において、実際に配置している職員が、配置基準を1人以上上回っている場合には、加配されている職員をサービスAの従事者とし、新規に専門職以外の職員を雇用をしないケースも想定される。

Q&A No.5・6参考 既存の訪問介護事業所において、緩和した基準によるサービス(サービスA)を一体的に実施する場合の人員配置例

B事業所※H29年4月から総合事業を開始

サービスの種類	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス(現行相当)、訪問型サービス(サービスA)				
当該事業所における常勤の従業者が1週当たり勤務すべき時間数	40	時間			
利用者内訳	(介護予防)訪問介護	要介護者		20人	
		要支援者(認定期間残有り)	経過措置により利用	5人	
	総合事業	要支援者・事業対象者		現行相当の訪問型サービス	10人
		要支援者・事業対象者		緩和した基準による訪問型サービス(サービスA)	3人

(平成29年4月分) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

職種	勤務形態	資格	職員	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	備考					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28									
				曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					日				
管理者	常勤・兼務		職員A	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						80.0	20.0	0.5	(介護予防)訪問介護、訪問型サービス(現行、サービスA)の管理者を兼務 同一敷地内の〇〇デイサービスセンターの管理者を兼務 (管理業務に支障がない場合、兼務が可能)	
訪問介護員 (サービス提供責任者)	常勤・専従	介護福祉士	職員B	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0							8.0	8.0	8.0	8.0	8.0							8.0	8.0	8.0	8.0	8.0						160.0	40.0	1.0	サービス提供責任者は、利用者40人に対し1人の配置が必要 ※(介護予防)訪問介護と訪問型サービス(現行相当)の利用者計35人 <u>(注)サービス提供責任者については、専従要件があるため、緩和した基準の訪問型サービスには従事できない。</u>	
訪問介護員	非常勤・専従	介護福祉士	職員C	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0							6.0	6.0	6.0	6.0	6.0							6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						120.0	30.0	0.8	(介護予防)訪問介護、訪問型サービス(現行相当)の配置基準により、常勤換算で2.5人以上の訪問介護員が必要	
訪問介護員	非常勤・専従	初任者研修修了者	職員D	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						80.0	20.0	0.5		
訪問介護員	非常勤・兼務	初任者研修修了者	職員E	4.0	4.0		4.0	4.0							4.0	4.0		4.0	4.0							4.0	4.0		4.0	4.0						64.0	16.0	0.4	同一敷地内の〇〇デイサービスセンターの介護職員を兼務	
従事者 (訪問事業責任者)	非常勤・専従	ヘルパー3級修了者	職員F	2.0		2.0		2.0							2.0		2.0		2.0							2.0		2.0		2.0		2.0		2.0			24.0	6.0	0.1	従事者のうち、必要数を訪問事業責任者とする。
				緩和した基準の訪問型サービスの利用者は、月・水・金にそれぞれ一人ずつ																																				
合計				16.0	14.0	12.0	14.0	16.0	0.0	0.0	16.0	14.0	12.0	14.0	16.0	0.0	0.0	16.0	14.0	12.0	14.0	16.0	0.0	0.0	16.0	14.0	12.0	14.0	16.0							288.0	72.0	2.8		

訪問型サービス(緩和した基準)については、従事者を必要数配置

Q&A No.13・19・23・29・30・31参考 サービスの利用回数が1月の利用限度の回数を超える場合について(事業費の算定方法と適用するサービスコードについて)

総合事業における基本サービス費について、1回当たりの単価により算定する場合には、それぞれ、「○回から●回まで」などと基準となる利用回数が定められています。

利用者の利用曜日によって月に5週利用週がある場合や、アセスメントに基づき必要と認められる場合など、これを超える回数を利用することとなったときは、次により基本サービス費を算定することとします。

(例 1) 要支援2の利用者が、訪問型サービス(現行相当)を月に13回利用した場合

・1回当たりの算定単位 285単位×13回=3,705単位
(9回から12回まで)

1月あたりの算定単位
(週2回を超える程度)

3,704単位

(例 2) 要支援2の利用者が、通所型サービス(現行相当)を月に9回利用した場合

・1回当たりの算定単位 389単位×9回=3,501単位
(5回から8回まで)

1月あたりの算定単位
(週2回程度)

3,377単位

例外的に1月単位の包括単価を適用する

◎基本的な考え方

・総合事業の単価については、国が定める単価を上限としているところであり、1月ごとの基本サービス費については、国が定める月単位の単価を超えることはできない。

(例1) 3,705単位 > 3,704単位のため、算定不可

(例2) 3,501単位 > 3,377単位のため、算定不可

・サービスA(緩和した基準によるサービス)の基本サービス費については、国が定める1回当たり単価の8割に設定しているが、上記を踏まえ、国が定める1月当たり単価の8割を1月の上限とし、これを超える場合は、例外的に1月単位の包括単価を適用することとする。

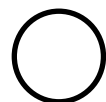
【別紙5 参考1】サービス・利用者区分別 基準となる回数を超える場合の適用サービスコードについて

サービスの種類		利用者の区分	1月の合計利用回数	サービスコード			単位数	算定単位
訪問型サービス	現行相当サービス	要支援1	9回以上	A1	1211	訪問型サービスⅡ	2,335単位	1月につき
		要支援2・事業対象者	13回以上	A1	1321	訪問型サービスⅢ	3,704単位	
	サービスA	要支援1	9回以上	A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	1,868単位	
		要支援2・事業対象者	13回以上	A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	2,963単位	
通所型サービス	現行相当サービス	要支援1	5回以上	A1	1111	通所型サービス1	1,647単位	
		要支援2・事業対象者	9回以上	A1	1121	通所型サービス2	3,377単位	
	サービスA	要支援1	5回以上	A2	1111	通所型独自サービス1	1,318単位	
		要支援2・事業対象者	9回以上	A2	1121	通所型独自サービス2	2,702単位	

<注 意!!>

- ・ 訪問型・通所型サービスの利用回数については、介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、利用者個々に適切な利用回数、利用時間の設定がなされるものであり、「週何回まで」と一律に利用回数の上限を定めるものではありませんが、利用者の自立を目指すという介護予防の観点から、過剰なサービス提供は望ましくありませんのでご留意ください。
- ・ 現行相当サービス又はサービスAのそれぞれにおいて、複数の事業所を利用している場合については、月単位の事業費算定ができないため、基準となる利用回数の範囲内での利用となります。

(例) 要支援2の利用者が、2か所の事業所で通所型サービス(現行相当サービス)を利用している場合



A事業所(現行相当サービス) 4回利用
B事業所(現行相当サービス) 4回利用



A事業所(現行相当サービス) 4回利用
B事業所(現行相当サービス) 5回利用

【別紙5 参考2】 利用回数(1月の合計)による事業費の金額早見表

要支援2の方は、週2回の利用が基本となるため、実際の1月の利用回数が4回以下であった場合でも、5回～8回までの単価を適用します。

サービス ・対象者 利用回数	訪問型サービス								通所型サービス											
	要支援1				要支援2・事業対象者				要支援1				事業対象者				要支援2			
	現行相当		サービスA		現行相当		サービスA		現行相当		サービスA		現行相当		サービスA		現行相当		サービスA	
	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考	金額(円)	備考
1回	2,660	1回当たり (2,660円)	2,130	1回当たり (2,130円)	2,660	1回当たり (2,660円)	2,130	1回当たり (2,130円)	3,780	1回当たり (3,780円)	3,030	1回当たり (3,030円)	3,780	1回当たり (3,780円)	3,030	1回当たり (3,030円)	3,890	1回当たり (3,890円)	3,120	1回当たり (3,120円)
2回	5,320	1回当たり (2,660円)	4,260	1回当たり (2,130円)	5,320	1回当たり (2,660円)	4,260	1回当たり (2,130円)	7,560	1回当たり (3,780円)	6,060	1回当たり (3,030円)	7,560	1回当たり (3,780円)	6,060	1回当たり (3,030円)	7,780	1回当たり (3,890円)	6,240	1回当たり (3,120円)
3回	7,980	1回当たり (2,660円)	6,390	1回当たり (2,130円)	7,980	1回当たり (2,660円)	6,390	1回当たり (2,130円)	11,340	1回当たり (3,780円)	9,090	1回当たり (3,030円)	11,340	1回当たり (3,780円)	9,090	1回当たり (3,030円)	11,670	1回当たり (3,890円)	9,360	1回当たり (3,120円)
4回	10,640	1回当たり (2,660円)	8,520	1回当たり (2,130円)	10,640	1回当たり (2,660円)	8,520	1回当たり (2,130円)	15,120	1回当たり (3,780円)	12,120	1回当たり (3,030円)	15,120	1回当たり (3,780円)	12,120	1回当たり (3,030円)	15,560	1回当たり (3,890円)	12,480	1回当たり (3,120円)
5回	13,500	1回当たり (2,700円)	10,800	1回当たり (2,160円)	13,500	1回当たり (2,700円)	10,800	1回当たり (2,160円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	19,450	1回当たり (3,890円)	15,600	1回当たり (3,120円)	19,450	1回当たり (3,890円)	15,600	1回当たり (3,120円)
6回	16,200	1回当たり (2,700円)	12,960	1回当たり (2,160円)	16,200	1回当たり (2,700円)	12,960	1回当たり (2,160円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	23,340	1回当たり (3,890円)	18,720	1回当たり (3,120円)	23,340	1回当たり (3,890円)	18,720	1回当たり (3,120円)
7回	18,900	1回当たり (2,700円)	15,120	1回当たり (2,160円)	18,900	1回当たり (2,700円)	15,120	1回当たり (2,160円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	27,230	1回当たり (3,890円)	21,840	1回当たり (3,120円)	27,230	1回当たり (3,890円)	21,840	1回当たり (3,120円)
8回	21,600	1回当たり (2,700円)	17,280	1回当たり (2,160円)	21,600	1回当たり (2,700円)	17,280	1回当たり (2,160円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	31,120	1回当たり (3,890円)	24,960	1回当たり (3,120円)	31,120	1回当たり (3,890円)	24,960	1回当たり (3,120円)
9回	23,350	1月当たり (23,350円)	18,680	1月当たり (18,680円)	25,650	1回当たり (2,850円)	20,520	1回当たり (2,280円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)
10回	23,350	1月当たり (23,350円)	18,680	1月当たり (18,680円)	28,500	1回当たり (2,850円)	22,800	1回当たり (2,280円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)
11回	23,350	1月当たり (23,350円)	18,680	1月当たり (18,680円)	31,350	1回当たり (2,850円)	25,080	1回当たり (2,280円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)
12回	23,350	1月当たり (23,350円)	18,680	1月当たり (18,680円)	34,200	1回当たり (2,850円)	27,360	1回当たり (2,280円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)
13回以上	23,350	1月当たり (23,350円)	18,680	1月当たり (18,680円)	37,040	1月当たり (37,040円)	29,630	1月当たり (29,630円)	16,470	1月当たり (16,470円)	13,180	1月当たり (13,180円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)	33,770	1月当たり (33,770円)	27,020	1月当たり (27,020円)

※薄い網掛け部分は、1月当たり単価により算定